

令和2年度町県民税申告のお知らせ

町県民税 申告相談



2月3^(月)日から

令和2年度町県民税申告相談を2月3日(月)から行います。
(左のページの日程参照) 前年度の申告状況により、該当すると思われる方に「申告相談のお知らせ」と「令和2年度町県民税申告受付書兼令和2年度簡易申告書」を1月下旬に郵送予定です。

あなたは申告が必要ですか？

スタート

はい
令和2年1月1日現在、小坂町に住んでいましたか？

いいえ

はい
平成31年(令和元年)中は非課税収入(注1)のみか、全く収入がありませんでしたか？

はい

いいえ

いいえ
税務署に確定申告書を提出しましたか？

はい

いいえ

いいえ
収入は1か所からの給与のみで、勤務先から小坂町に「年末調整した給与支払報告書」が提出されますか？

はい

いいえ

いいえ
収入が公的年金のみの方(注2)

はい

1月1日現在の住所地の市町村へ申告が必要な場合があります。
なお1月1日現在、小坂町に事務所・事業所をお持ちの方は、小坂町にも申告する必要があります。

令和2年度町県民税簡易申告書を提出する必要があります。

非課税収入のみや、全く収入がなかった場合は、「簡易申告書」に記入して、役場各施設に設置している投函箱に入れてください。(収入がなかったことを申告してください。)

今回は、町県民税の申告書を提出する必要はありません。

いいえ

①年金から所得税を源泉徴収されていますか？
②各種控除(社会保険料・生命保険料控除等)を受けたいと住民税がかかりますか？
めやすとしては、扶養者がいない場合
65歳未満で年金収入が103万円以上
65歳以上で年金収入が153万円以上

(注1) 非課税収入＝遺族年金・遺族恩給・障害年金・失業手当・労災保険・仕送り(扶養義務の履行による)・生活保護費など
(注2) 公的年金＝老齢年金(国民年金・厚生年金・共済年金)など

申告会場に持参するもの

- 申告書と印鑑
- マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証等の本人確認書類
- 所得税が還付になると思われる方は**本人名義**の金融機関の口座番号がわかるもの
- 給与所得や公的年金所得がある方は、**源泉徴収票**
- 営業所得や農業所得、不動産所得がある方は、帳簿、出荷証明書、領収書などの関係書類
- 配当所得、生命保険契約の年金・郵便年金・シルバー人材センター会員配分金、生命保険などの満期金などがある方は支払いなどの通知書
- 各種控除対象の証明書・領収書・契約書など

申告相談に関するお願い

～待ち時間短縮のためご協力ください～

- 医療費控除を受ける場合は領収書等の金額は必ず集計してきてください。「医療費控除明細書」「おむつ使用証明書」の用紙は役場各施設に備え付けていますのでご利用ください。また小坂町役場のホームページからもダウンロードできます。
- 営業や農業等の収入がある方は収入と必要経費(各種経費ごとの1年間の集計は必須)をまとめてきてください。

※整理が不十分な場合は後日に回っていただく場合がありますのでご了承ください。